

改 正 案	現 行
建築基準法第二十二一条第一項に規定する屋根の構造に関する構造方法を定める件 平成十二年。月。日 建設省告示第。号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十二一条第一項の規定に基づき、同項に規定する屋根の構造に関する構造方法を、次のとおり定める。 第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号及び第二号に掲げる基準に適合する屋根の構造の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 法第六十三条に規定する屋根の構造（令第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）であるもの 二 法第二条第九号の不燃材料（以下「不燃材料」という。）でふいたもの又は造つたもの 三 耐火構造の屋根（令第一条第五号の準不燃材料（以下「準不燃材料」という。）でふいたもの又は造つたものに限る。以下同じ。）であるもの 四 準耐火構造の屋根（準不燃材料でふいたもの又は造つたものに限る。）であるもの 五 耐火構造の屋根（その勾配が、水平面から三十度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリ	

ウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、厚さの合計が五十ミリメートル以下のものに限る。)) 及び防水材（アスファルト防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。) を張ったもの

第二 令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する屋根の構造の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第六十二条に規定する屋根の構造であるもの
- 二 第一第二号から第五号までに掲げるもの
- 三 難燃材料でふいたもの又は造ったもの

附 則

この告示は、 から施行する。